国土交通省 **近畿地方整備局** Press release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

令和2年5月29日14時00分 資料配布 近畿地方整備局

「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回)」 治水協定(案)について合意

~近畿地方整備局管内1級全10水系で合意~

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、各水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者で構成する協議の場を開催し、治水協定(案)について合意しました。

令和元年12月12日、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」において「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」がとりまとめられました。

本方針を受け、令和2年1月21日に第1回協議の場を開催し、各水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者の協力のもと一体となって取り組むことを確認しました。

今回、第2回協議の場を開催し、①各水系の治水協定を5月中に締結すること、②操作規程 等は治水協定に基づき、変更・作成すること、③運用開始後も効果等を確認しながら必要に応 じてさらなる改善に努めることを合意した。

1. 会議資料及び議事概要:別添

<取扱い>	
-------	--

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、福井県政記者クラブ、大野市政記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者室、福知山市政記者クラブ、舞鶴記者会、綾部新聞記者クラブ、宮津記者クラブ、宇治日刊記者クラブ、宇治日刊地方記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、堺市政記者クラブ、在堺記者クラブ、和歌山県政記者クラブ、和歌山地方新聞記者クラブ、田辺記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、熊野市記者クラブ、三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、伊賀記者会、新宮中央記者会、新宮記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方ダム連絡協議会 事務局 近畿地方整備局 河川部 河 川 管 理 課 長 木村 佳則 (内線3751) 河川管理課長補佐 加藤 貴久 (内線3753)

電話番号 06-6942-1141 (代表) 06-6941-7343 (直通)

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 新宮川水系 紀の川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 大和川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 淀川水系 加古川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 揖保川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 円山川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 由良川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回) 九頭竜川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場 (第2回) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場 (第2回) 北川水系

合同開催

会議方法 書面会議

資料配付 令和2年5月25日(月)

意見集約 令和2年5月28日(木)

参加者 別添の各水系協議の場名簿のとおり

議事概要

- ①各水系の治水協定について、事務局案で合意した(5月中に締結)。
- ②各ダムの操作規程等は、治水協定に基づき、変更・作成することで合意した。
- ③今回の合意に基づき運用開始後も、効果等を確認しながら、必要に応じてさらなる改善に努めることで合意した。

新宮川水系治水協定

一級河川新宮川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。)は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)(以下「基本方針」という。)に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム(以下「既存ダム」という。)の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用 (以下、「事前放流等」という。)により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き 続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水 調節に利用可能な容量(以下、「洪水調節可能容量」という)は、別紙の 通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて 増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の 範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする(該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム 管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から新宮川水系に関わる「台風に関する気象情報(全般台風情報)」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、 対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解 除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量(水位低下量)の考え方

・事前放流の量(水位低下量)は、洪水調節可能容量の範囲において、次の とおりとすることを原則とする。

基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。

・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降 雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前 放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの 方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流	各者が、国土交通省の共有システ
量 (リアルタイムの値)	ムを利用(掲示・閲覧)
事前放流を実施するにあたっての	ダム管理者が、気象庁から発表さ
気象情報 (降雨予測手法等)	れる気象情報(降雨予測手法等
	(GSM·MSM 等))のいずれを利
	用しているかについて、国土交通
	省近畿地方整備局 (河川管理者)
	へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システ
	ムを利用(掲示・閲覧)
避難に係る準備・勧告・指示の発令	各者が、奈良県・三重県・和歌山
状況	県の防災情報サイト等を利用(掲
	示·閲覧)

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

・事前放流の実施後、2.(2)に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報(ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の 水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

・効果的な事前放流(限られた期間にできる限りの放流をすること)を行う 上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をす ることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムに ついては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作 成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理 者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書8通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長

和歌山県 県土整備部長

奈良県吉野土木事務所長

奈良県五條土木事務所長

三重県 県土整備部長

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店長

ダム	洪水調節容量	洪水調節可能容量**1	基準降雨量
	(万 m3)	(万 m3)	(mm)
猿谷ダム	0	919. 0	130 ^{**2}
川迫ダム	0	14. 4	
九尾ダム	0	37. 3	
二津野ダム	0	1, 020. 0	200 ^{**3}
風屋ダム	0	5, 070. 0	200 ^{**3}
旭ダム	0	1, 142. 1	200**3
坂本ダム	0	453. 0	
池原ダム	0	13, 100. 0	200 ^{**3}
瀬戸ダム	0	1, 087. 8	200**3
奥里ダム	0	0.0	_
七色ダム	0	2, 530. 0	200 ^{**3}
小森ダム	0	804. 0	200 ^{**3}

※1:水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を 行うことにより確保可能な容量を含む

※2:9時間累積予測降雨量

※3:84時間累積予測降雨量

別紙

	水位を低下させた状態とする	水位を低下させた状態により
ダム	貯水位運用を行う期間	確保可能な容量
		(万 m3)
猿谷ダム	9月1日~9月15日	919. 0